

## 無線従事者規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント

2019年1月17日 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課あて提出

今回の改正の主旨である、「身体機能に障害があっても補装具等を使用し当該身体機能が回復すれば無線従事者免許を与えることとし、また、視覚、聴覚、音声及び言語機能に著しい障害を有する者で補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者であっても、各アマチュア無線技士及び第三級陸上特殊無線技士の資格を与えることができるよう無線従事者規則の一部を改正する」という点については理解できます。

しかし、具体的な改正案文には、以下のとおり不適切な点がありますので、検討をお願いします。

・改正案第45条第1項第2号及び第3項に「精神の機能に著しい障害を有する者であって、補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者」とありますが、精神障害者は補装具費の支給対象となっていないので案文の意味が理解できません。仮に、「補装具等」の「等」に居宅介護、相談支援又は医療など精神障害者への支援策が含まれているとしても、「補装具等」という表現は誤解を招き不適切であるので修正をお願いします。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第25項によると、「補装具」とは身体機能を補完・代替するものとされており、「回復」させるものではありません。そもそも、機能が回復している場合は障害者とは認められませんので、適切な表現に修正をしてください。

・今回の改正によっても、本規定は精神に著しい障害がある者に対する欠格条項であることは変わっておらず、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）の趣旨に照らすと不適切であると思われます。アマチュア無線による無線技術の研究や他者とのコミュニケーションは精神に障害のある方々にとっても有用であると考えられます。第45条第2項に「無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。」とありますが、どのような精神障害の状態だと認められないか、判断基準を明確にするべきです。